

お客さま各位

預金規定の一部改正のお知らせ



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫では、長期間ご利用がなく残高が少額の普通預金等の口座について、不正利用防止およびお客さまサービス維持・向上の観点から、「未利用口座管理手数料」を新設させていただくことになりました。これに伴いまして、下記のとおり預金規定を改正しますのでお知らせいたします。

また、規定内の「届出事項の変更、通帳の再発行等」において、一部届出を書面以外に「インターネットバンキング」および「さわやか信金アプリ」を通じてお届けいただくことが可能となりますので併せて改正します。

なお、「未利用口座管理手数料」の詳細につきましては、「[未利用口座管理手数料の新設のお知らせ](#)」を参照願います。

1. 改正する預金規定

改正内容	改正する預金規定等
未利用口座管理手数料に係る新設	普通預金規定（決済用普通預金を含む）
届出事項の変更、通帳の再発行等の改正	普通預金規定（決済用普通預金を含む） 貯蓄預金規定 納税準備預金規定 定期性総合口座規定（決済用総合口座を含む） 通知預金規定（証書・通帳） 定期預金等共通規定 定期積金規定 積立定期預金規定

※総合口座の普通預金には普通預金規定が準用されます。このため、「定期性総合口座規定（決済用総合口座を含む）」は未利用口座管理手数料に係る一部改正の対象とはなりません。

2. 改正内容

未利用口座管理手数料に係る新設	
新設内容	
（未利用口座管理手数料） (1) 当金庫が別途定める一定の期間、利息決算以外の預入れおよび本条に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の払い出しがない場合には、この預金を未利用口座とします。 (2) 未利用口座のうち、当金庫が別途定める未利用口座管理手数料をいただく場合には、事前に届出の住所に書面による通知をします。通知後、当金庫が別途定める一定の期間、ご利用（預入れおよび払戻し等）がない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落しできるものとします。 (3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、当金庫は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当するとともに、預金者に通知することなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 引落としとなった未利用口座管理手数料の返却および解約された口座の再利用はできません。	
届出事項の変更、通帳の再発行等の改正	
改正後	改正前
※書面での届出を不要とするものではなく、取引の内容によっては書面の届出が必要となります。 （届出事項の変更、通帳の再発行等） (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。	（届出事項の変更、通帳の再発行等） (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

3. 改正日

2022年6月1日（水）

以上